

新潟市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年 3月29日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第13号

新潟市職員定数条例の一部を改正する条例

新潟市職員定数条例（昭和25年新潟市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「4,196人」を「3,826人」に改め、同条第5号中「920人」を「950人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。